

地域医療構想

○ 「地域医療構想」は2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとに推計
- ・都道府県内の構想区域単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

○ 都においては、本年4月、東京都保健医療計画推進協議会の下に「東京都地域医療構想策定部会」を設置

構想区域とは

(医療法30条の4第2項第7号)

地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための区域

(ガイドライン)

- ・地域医療構想の検討をおこなうため、まずは構想区域の設定を行い、構想区域及び医療需要に対応する医療供給(医療提供体制)を具体化する必要がある。
- ・構想区域の設定に当たっては、現行の二次医療圏を原則としつつ、あらかじめ、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化など、将来における要素を勘案して検討
- ・現行の二次医療圏と異なる構想区域を設定することも可能だが、平成30年度からの次期医療計画の策定において二次医療圏を構想区域と一致させることが適当

(参考) 二次医療圏

(医療法30条の4第2項第12号)

主として病院の病床(13号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。)及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域

策定部会における検討等

- 地域医療構想策定部会において、患者の受療動向等について検討を行い、がん患者が自ら高度な医療機関を選択する一方で、急性心筋梗塞等の患者は、二次保健医療圏内など、自宅に近い地域の医療機関を受診していることを確認。
- また、現行の二次保健医療圏による病床規制の導入により、東京都保健医療計画策定前と比較して、地域ごとの人口10万対病床数の差は、小さくなっている。

都における構想区域

- 東京都地域医療構想では、医療法第30条の4第2項12号に基づいて定める区域(二次医療圏)を「病床整備区域」と呼称する。
- 都における構想区域は「病床整備区域」とし、13区域で設定する。



- このほか、疾病・事業ごとの医療提供体制を推進する区域については「事業推進区域」として設定することとし、今後の患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて、全都的なレベルから地域包括ケアのレベルまで柔軟に運用する。